

## 加古川市指定ごみ袋に関する要綱

令和2年3月24日

市長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年条例第27号）第10条の2に規定する市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表のとおりとする。

(指定ごみ袋を製造又は加工しようとする者の承認)

第3条 指定ごみ袋を製造又は加工（以下「製造等」という。）しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に加古川市指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
- (3) 指定ごみ袋及び外装袋の仕様及び見本品
- (4) 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度について、当該申請者及びその者に関連する組織以外の検査機関が発行する検査結果報告書
- (5) 指定ごみ袋に使用する着色剤及びインクについて、これらの成分を証明する書類（当該書類が他の国の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳したもの）
- (6) 指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格
- (7) 本市以外の自治体から、この要綱の規定による承認に相当する認定等を受けている場合は、当該認定等を証明する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請について、前条に定める規格に適合すると認めるときは申請者に対して加古川市指定ごみ袋製造等承認通知書（様式第2号）を交付し、これを認めないときは加古川市指定ごみ袋製造等不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（製造者等の責務）

第4条 前条第1項の承認を受けた申請者（以下「製造者等」という。）は、第2条に定める規格を遵守して指定ごみ袋の製造等をするものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題については、製造者等が誠意をもってこれを対処しなければならない。

2 製造者等は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

3 製造者等は、指定ごみ袋の普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するよう努めるものとする。

（承認番号の表示義務）

第5条 製造者等は、指定ごみ袋及び外装袋に承認番号を表示しなければならない。

（改善の指示及び承認の取消）

第6条 市長は、指定ごみ袋が第2条に定める規格に適合しないと認めるときは、当該指定ごみ袋の製造等をする製造者等に対し、その改善の指示又は指導を行う。

2 市長は、製造者等が虚偽の申請をした事実を知ったとき、又は前項の指示若しくは指導に従わないときは、第3条第1項の承認を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認を取り消した製造者等に加古川市指定ごみ袋製造等承認取消通知書（様式第4号）を交付するものとし、当該通知を受けた者は、直ちに加古川市指定ごみ袋製造等承認通知書を市長に返還しなければならない。

4 第2項の規定により承認を取り消された場合であっても、当該取消しにより生じた一切の損害については、その責任を負わないものとする。

(製造者等の名称の公表)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により承認したときは、当該承認に係る製造者等の氏名又は名称、住所、承認番号等を公表する。

2 市長は、前条第2項の規定により承認を取り消したときは、当該承認を取り消した製造者等の氏名又は名称、住所、承認番号等を公表する。

(指定ごみ袋の製造等の廃止)

第8条 製造者等が、指定ごみ袋の製造等を廃止しようとするときは、加古川市指定ごみ袋製造等廃止届(様式第5号)を加古川市指定ごみ袋製造等承認通知書に付して、市長に提出しなければならない。

(指定ごみ袋の製造等の変更)

第9条 製造者等が、第3条第1項の承認を受けた指定ごみ袋と異なる指定ごみ袋の製造等をしようとする場合は、市長に加古川市指定ごみ袋製造等変更承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する